

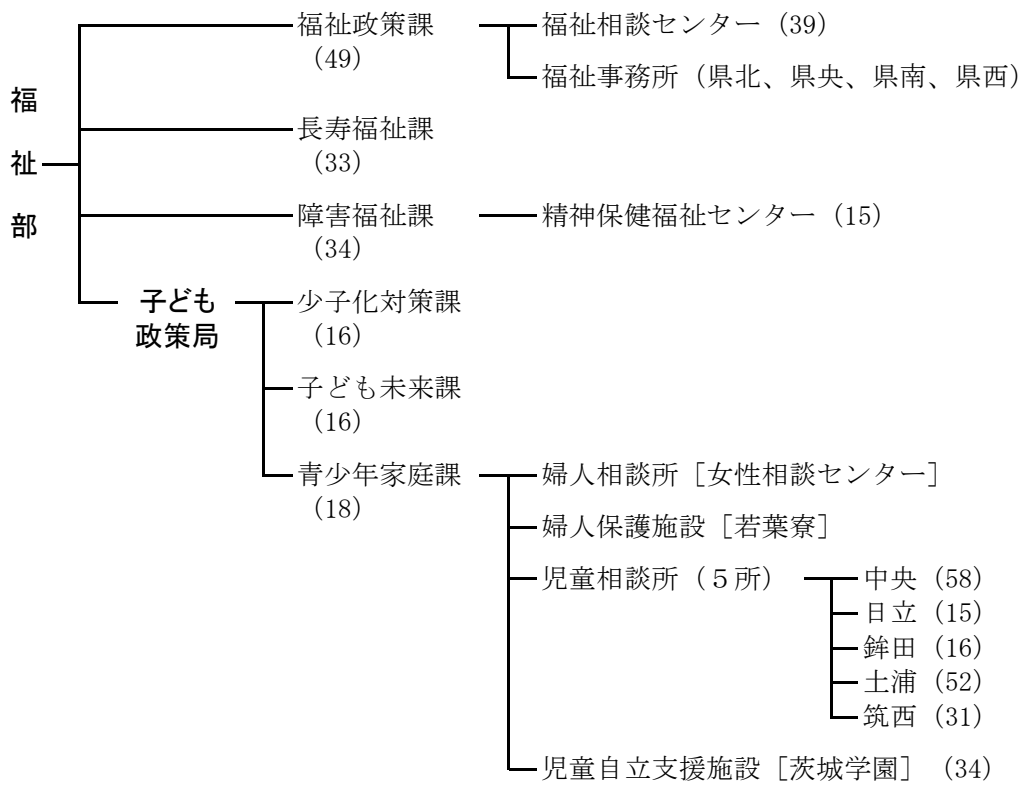
保健福祉医療委員会資料

○ 福祉部の組織・職員数	2
○ 福祉部の分掌事務	3
○ 令和4年度茨城県当初予算（歳入・歳出）	5
○ 福祉部施策推進の基本方針	6
○ 令和4年度課別主要施策	
福祉政策課	12
長寿福祉課	18
障害福祉課	23
少子化対策課	28
子ども未来課	32
青少年家庭課	37

令和5年2月2日
福祉部

福祉部の組織・職員数

(R4. 4. 1)



本庁 (166)
 出先 (260)
 計 (426)
 * 任期付職員含む

福祉部の分掌事務

福祉政策課

- 1 福祉行政の総合調整に関すること。
- 2 社会福祉に関する統計に関すること。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（長寿福祉課、障害福祉課、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 4 地域福祉の推進に関すること。
- 5 民生委員に関すること。
- 6 災害ボランティア活動の支援に関すること。
- 7 ケアラーへの支援に係る総合調整に関すること。
- 8 生活保護に関すること。
- 9 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 10 生活困窮者に関すること。
- 11 福祉相談センターに関すること。

（福祉人材確保室）

- 1 福祉人材確保に関すること。
- 2 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 3 社会福祉事業従事者の研修に関すること。

（人権施策推進室）

- 1 人権の啓発に関すること。
- 2 人権啓発推進センター事業に関すること。
- 3 同和問題の連絡調整に関すること。

（福祉監査室）

社会福祉法人等の検査に関すること。

長寿福祉課

- 1 高齢化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 老人福祉に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉に係るものに限る。）。
- 4 地域包括ケアシステムに関すること。
- 5 介護保険に関すること。
- 6 戦没者遺族及び戦傷病者の援護に関すること。
- 7 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。
- 8 叙位叙勲に関すること（旧軍人軍属等に係るものに限る。）。
- 9 未帰還者及び海外引揚者等の援護に関すること。
- 10 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 11 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年茨城県条例第10号）の施行に関すること（建築指導課の所管に係るものを除く。）。
- 12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関すること（住宅課の所管に係るものを除く。）。

障害福祉課

- 1 身体障害児者福祉に関すること。
- 2 知的障害児者福祉に関すること。
- 3 発達障害児者福祉に関すること。
- 4 精神保健及び精神障害児者の福祉に関すること。

- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の施行に関すること。
- 6 特別児童扶養手当等に関すること。
- 7 心身障害者扶養共済に関すること。
- 8 社会福祉法の施行に関すること（障害者福祉に係るものに限る。）。
- 9 社会福祉事業団の指導に関すること。
- 10 精神保健福祉センター、障害児入所施設及び障害者支援施設に関すること。
- 11 自殺対策に関すること。
- 12 障害者の権利擁護に関すること。

（子ども政策局）

少子化対策課

- 1 少子化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の施行に関すること。
- 3 児童厚生施設に関すること。
- 4 児童手当に関すること（総務事務センターの所管に係るものを除く。）。
- 5 社会福祉法の施行に関すること（地域子ども・子育て支援事業に係るもの限り、子ども未来課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）。
- 6 母性及び乳幼児の保健に関すること。
- 7 児童福祉法等に基づく医療給付に関すること（健康推進課の所管に係るものを除く。）。
- 8 母体保護に関すること。

子ども未来課

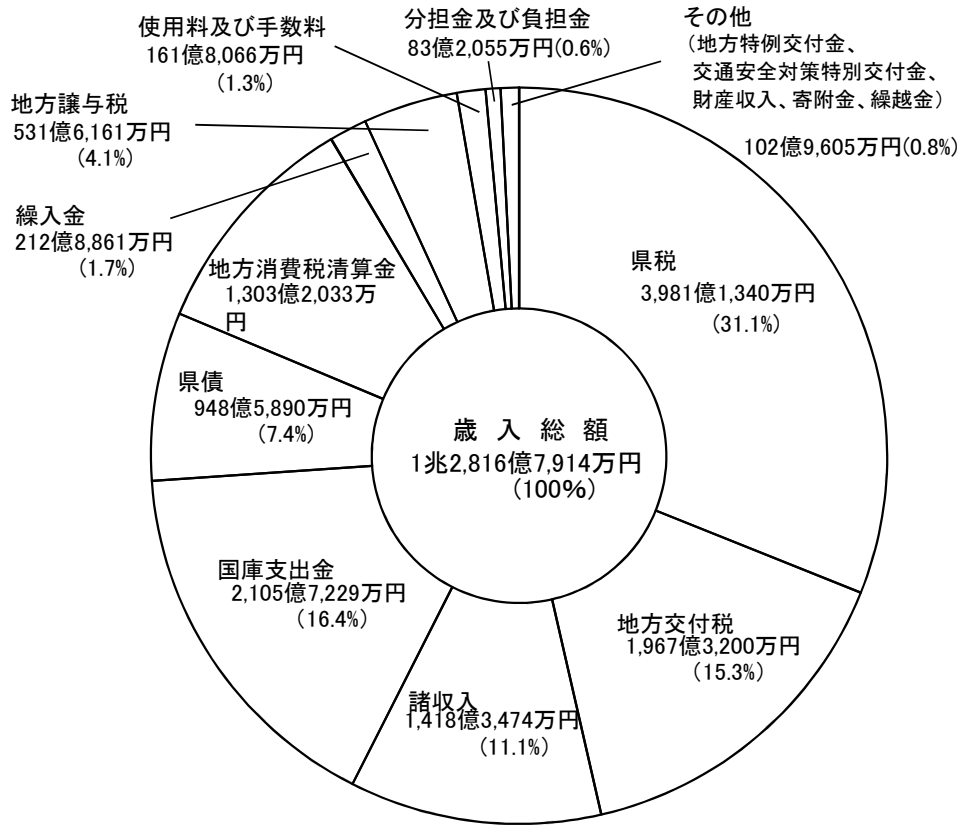
- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の施行に関すること。
- 2 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に関すること。
- 3 社会福祉法の施行に関すること（一時預かり事業その他の保育に関する事業に係るもの限り、少子化対策課及び青少年家庭課の所管に係るものを除く。）
- 4 私立幼稚園及び認定こども園（これらを設置する学校法人を含む。）並びに保育所に関すること。

青少年家庭課

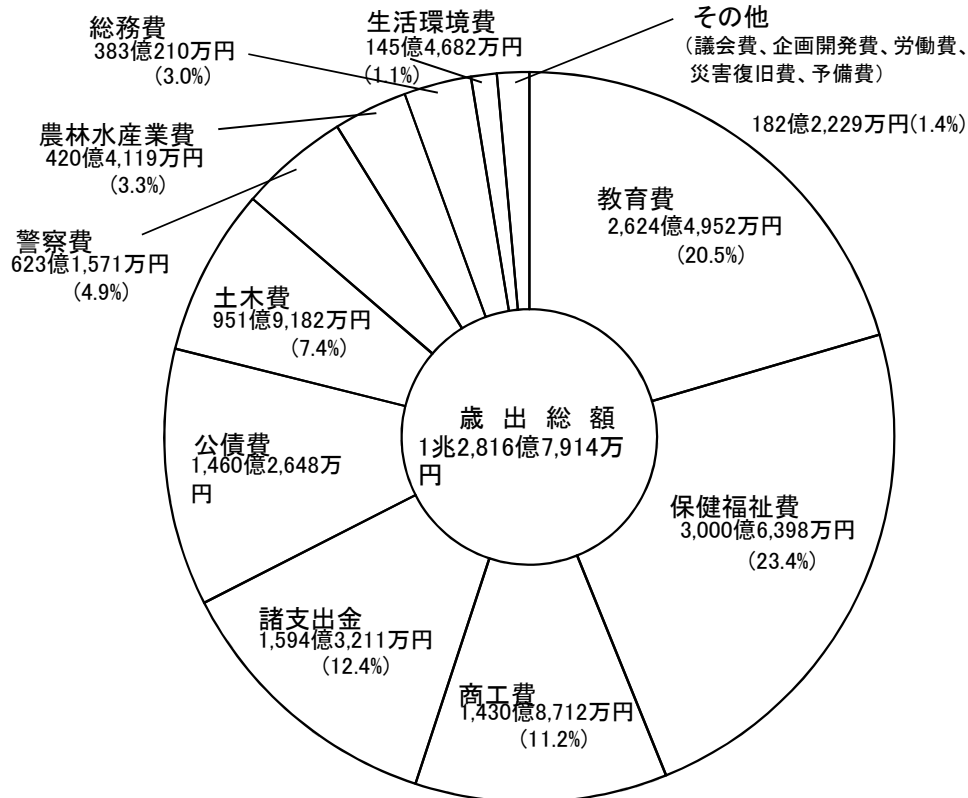
- 1 青少年施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 青少年の健全育成及び若者の活動支援に関すること。
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の施行に関すること。
- 4 児童福祉に関すること（身体障害児、知的障害児、発達障害児及び精神障害児福祉に係るものを除く。）。
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- 6 児童扶養手当に関すること。
- 7 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉に係るもの限り少子化対策課及び子ども未来課の所管に係るものを除く。）。
- 8 売春防止に関すること。
- 9 配偶者等からの暴力を受けた者の保護及び支援に関すること。
- 10 婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所及び児童自立支援施設に関すること。
- 11 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）の施行に関すること。

令和4年度茨城県当初予算

<歳入>



<歳出>



※ 福祉部予算 (1,244億4,612万7千円) は、保健福祉費 (3,000億6,398万5千円) のうち1,227億9,004万4千円教育費のうち私学振興費ほか (16億5,608万3千円)

令和4年度福祉部施策推進の基本方針

人口減少時代を迎える中でも、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、茨城県総合計画では4つのチャレンジを推進することとしており、福祉部では、主に以下に掲げるチャレンジに取り組んでいます。

Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ

1 県民の命を守る地域医療・福祉

【福祉人材確保対策】

- ・福祉人材の「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の3つの視点から介護への理解促進や就業・定着などを支援するため、「地域医療介護総合確保基金」などを活用し、福祉人材の確保を図る。特に外国人などの多様な人材を受け入れるための取組を進めていく。
- ・介護職員の定着・離職防止を図るため、介護ロボットやICT機器の導入促進により業務負担の軽減を図る。
- ・介護事業所での介護ロボットやICT機器の導入計画策定や、活用する人材の育成を支援する。

【ケアラー・ヤングケアラーへの支援】

- ・ケアラー・ヤングケアラーの現状把握のための実態調査やケアラーへの理解促進・認知度向上に取り組み、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

【精神保健対策・自殺対策】

- ・精神障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、措置入院医療の24時間365日体制に加え、精神科一般救急医療相談等による休日及び夜間の精神科一般救急医療体制の整備・拡充を図る。また、家族等からの医療相談の充実や症状悪化に対応する救急医療体制の整備・拡充に努める。
- ・自殺ハイリスク者に対するきめ細かい寄り添い型（伴走型）支援やICTを活用した相談支援体制の強化を図る。

2 健康長寿日本一

【保健・福祉サービスの充実】

○ 茨城型地域包括ケアシステムの構築

- ・要援護者一人ひとりに対して、各制度のコーディネーター等の緊密な連携により、各種サービスを総合的に提供し、本人及び家族も含めた家族全体の自立支援及び生活支援を行う地域ケアシステムのノウハウ等を活用し、「茨城型地域包括ケアシステム」を構築する。
- ・「地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし

続けられる社会の実現を目指して策定した「第8期いばらき高齢者プラン21」に基づき、総合的な高齢者福祉施策を推進する。

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ・高齢者が、適切な介護サービスを利用できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実、老人福祉施設等の介護サービス基盤の整備を推進するとともに、介護に関わる専門的な人材の養成・確保のための研修や介護職員の処遇改善等を通じたサービスの質の向上に努める。
- ・高齢者が要介護状態になっても、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉の関係者、ボランティア、その他様々な関係機関が連携し、包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムを市町村が円滑に構築できるよう支援する。
- ・高齢者が地域や社会で孤立しないよう、地域における見守り活動のネットワーク構築を推進する。

【認知症対策】

- ・認知症の人やその家族が、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、ともに地域づくりを推進する。
- ・認知症疾患医療センターを中心に早期発見・診断等の体制を構築するとともに、認知症の前段階である軽度認知障害対策を推進し、認知症の発症や重症化を予防する。
- ・若年性認知症に関する相談窓口を設置し、医療・福祉・就労などの総合的な支援を行う。
- ・認知症の方や家族が診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、当事者による相談活動や交流会の開催、認知症サポーターの活動促進に向けた支援を行う。

【健康づくり】

- ・明るく活力ある健康長寿社会を築くため、高齢者の介護予防と健康づくり、生きがいづくりを推進する。
- ・優れた特技などを地域貢献活動として活かす「元気シニアバンク」活動の支援を行うとともに、全国健康福祉祭への本県選手団の派遣を通じて、高齢者の生きがい・健康づくりを推進する。

3 障害のある人も暮らしやすい社会

【支援体制の充実・社会参加の促進】

○ 障害者福祉の推進

- ・障害者施策の基本的事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービス見込量を確保するための方策等を定め、障害者計画の実施計画として位置づけられている「障害福祉計画」及び障害児支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を統合した「第2期新しいばらき障害者プラン」に基づ

き、権利擁護、保健・医療・雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行い、本県における障害者施策の更なる充実を図る。

- ・地域における居住の場の充実を図るため、グループホーム等の整備を計画的に推進する。また、利用者が安心して安全に暮らせるよう、老朽化している障害者支援施設等の改築やグループホームの防火設備について、社会福祉施設整備国庫補助を活用して整備を促進する。
- ・障害者支援施設等における人材の確保や、サービス管理責任者や相談支援従事者等サービスに従事する従業者への研修を充実させるとともに、市町村や事業者に対する実地指導を実施し質の高い障害福祉サービスの安定的な供給に努める。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置促進に努めるとともに保健、医療、障害福祉等の連携促進に努める。

○ 障害者の自立と参加を促進する社会づくり

- ・障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援の強化や福祉的就労の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の充実等に努める。
- ・障害者の福祉施設における工賃向上のため、共同受発注センターの活動強化や、アドバイザーの派遣、農福連携の取組の促進、官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等に取り組んでいく。
- ・発達障害者支援センターを中心として、障害の専門的相談による早期発見や地域の支援体制の整備を進める。また、茨城県高次脳機能障害支援センターにおいて、専門相談や技術支援を実施するとともに、地域のネットワークづくりを進める。
- ・退院可能な入院患者の退院促進を図り、精神障害者が、地域で安心して生活できるよう、医療機関や市町村の在宅支援担当者や介護・福祉サービス支援事業者との地域支援連絡会議等を通して、関係機関の連絡強化や個別支援体制の整備に努める。

○ 障害者の権利擁護・差別解消の推進

- ・障害者虐待防止法に基づき、市町村に障害者虐待防止センター、県に障害者権利擁護センターを設置して、県民に普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援等に努める。
- ・すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進する。

※平成 27 年 4 月「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」施行、平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

【就労機会の拡大】

- ・障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就業・生活支援センターを中心として関係機関等と連携した就労支援強化や福祉的就労の充実を図る。
- ・障害者の福祉施設における工賃向上のため、共同受発注センターの活動強化

や、アドバイザーの派遣、農福連携の取組の促進、官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等に取り組んでいく。

4 安心して暮らせる社会

【地域福祉の推進】

- ・「茨城県地域福祉支援計画（第4期）」に基づき、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を推進する。

【生活の保障と援護の充実】

- ・県民が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、生活に困窮している方々が、生活保護に至る前の段階で早期に自立できるよう、生活困窮者自立支援事業の充実を図る。
- ・戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人に対して適切な支援を行う。

【犯罪に強い地域づくり】

- ・ドメスティック・バイオレンスに対応するため、配偶者等からの暴力被害者への相談や心理的ケアを実施するとともに、警察などの関係機関と連携し、被害者の迅速かつ的確な保護に努める。

5 災害・危機に強い県づくり

【危機管理体制の充実強化】

- ・災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を推進する。
- ・避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である「個別避難計画」の早期の作成や福祉避難所の指定拡大を市町村に対して働きかけるなど、災害時に要支援者をスムーズに避難誘導できる体制整備を推進する。
- ・大規模災害の発生時に、高齢者、障害者、乳幼児等の支援が必要な被災者に対し、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークを構築し、福祉専門職によるチーム（いばらきD W A T）を編成・派遣する体制整備を推進する。
- ・災害時において被災者を支援するボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動に係る環境を整備し、災害ボランティア活動の支援・促進を図る。

Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ

1 次世代を担う人財

【人財育成】

○ 青少年・若者の健やかな成長と自立を支えるための環境整備

- ・「いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）」に基づき、青少年が心身ともに健やかに自立した個人として成長し、若者が地域社会の一員としていきいきと活躍できる社会の実現に向けた取組を展開する。

2 日本一、子どもを産み育てやすい県

【結婚・出産・子育て支援】

○ 少子化対策の推進

- ・子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開するため策定した「茨城県次世代育成プラン」に基づき、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現を目指し、「若い世代の結婚の希望」と「希望どおりの人数の出産・子育て」を叶えるための環境を整備する。
- ・結婚・子育てへの意識啓発をはじめ、男女の出会いの場づくりの支援、さらに妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援に体系的に取り組む。

○ 母子保健の充実

- ・妊娠期から子育て期までの、切れ目のない相談支援体制を構築し、安心・安全な妊娠・出産・子育てと児童虐待の未然防止を図る。
- ・乳幼児期の健康を守るため、新生児に対し先天性代謝異常等検査を実施するとともに、視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図る。
- ・医療を必要とする結核罹患児の医療費等に対し、公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。
- ・不妊で悩む夫婦に専門的・医学的相談を実施するとともに、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。

○ 子育て支援と保育サービスの充実

- ・子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、母子保健医療体制の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、子ども自身が健やかに成長できる環境づくりを進める。
- ・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービス等の充実を図るとともに、延長保育や病児保育など地域における様々な子育て支援の拡充に努め、安心して子育てができる環境づくりを推進する。
- ・待機児童の解消に向けて、地域の実情に応じた保育所等の整備や家庭的保育事業の促進により保育の受け皿整備を進めるとともに、修学資金貸付や潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善・業務の負担軽減による就業継続支援など、総合的な保育人材の確保対策を推進する。

【児童虐待対策】

- ・年々増加する児童虐待事案の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村による未然防止対策への支援や、里親等の社会的養護の受け皿確保などに取り組む。

【貧困対策】

- ・生活援助や保育サービスによる子育て・生活支援、児童扶養手当の支給などによる経済支援、資格を取得するための修学期間中に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業による就職支援等により、ひとり親家庭・寡婦の自立促進を図る。

3 自分らしく輝ける社会

【人権】

- ・県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、

「茨城県総合計画」に基づき、総合的な人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、「人権啓発推進センター」を中心に、人権啓発、人権教育及び人権擁護活動の推進を図る。

- ・ 部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念に則り、国及び市町村等との連携を図りながら、課題の解決に努める。

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

1 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

【まちづくり】

- ・ ユニバーサルデザインを推進するため、県ホームページでの広報やガイドラインの活用を通じて、理念の普及・啓発に取り組む。
- ・ 高齢者の自立を促進し、介護者の負担軽減を図るため、利用者ニーズに適合した福祉機器や住宅改修の活用を支援する。
- ・ 身障者等用駐車場の適正利用及び県民への意識啓発を図るため、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を推進する。

福祉政策課

◎主要施策

[1] 福祉行政の総合調整等

1 福祉行政の総合調整

部の幹事課として、部の福祉行政に関する進行管理、部の予算の適正執行を通じて、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう総合調整を行う。

2 厚生統計調査

厚生労働省の委託を受けて各種業務報告、実態調査を実施することにより、福祉行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。

[2] 社会福祉行政の推進

1 社会福祉の推進

急速な少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは十分な支援が受けられないような課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中で、利用者本位の福祉や地域福祉を推進するため、社会福祉に関する事項を総合的に調査審議する茨城県社会福祉審議会を運営し、社会福祉事業の適正な実施の確保と健全な発展を図る。

また、本県社会福祉関係者の活動・交流の拠点として、多くの福祉関係団体が入居する茨城県総合福祉会館を運営するとともに、県内の社会福祉の向上に寄与している社会福祉団体等の活動を支援する。

2 地域福祉の推進

地域福祉の総合的な推進役である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、茨城県地域福祉支援計画（第4期）に掲げた目標達成状況の把握等、進行管理に努めていく。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、利用者からの苦情に対応するため「福祉サービス苦情解決事業」の着実な推進を図る。

加えて、地域住民の福祉活動への参画など、地域で互いに助け合い支え合う福祉コミュニティを形成するため、ボランティア活動の振興を図るとともに、地域福祉推進の担い手として地域住民の立場に立って相談、援助を行う民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会の活動を支援する。

あわせて、ケアラー・ヤングケアラーの現状把握のための実態調査や認知度向上・理解促進に取り組み、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。

さらに、低所得者世帯等に対し、生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付を行うことにより、安定した生活が送れるよう支援する。

3 福祉人材の育成確保

福祉サービスを支える人材を安定的に確保し県内定着を図るため、「福祉人材センター」において、無料職業紹介や就職相談会を実施し、求職者の就業の援助を行うとともに、求人施設・事業所からの相談に応じ、必要な援助を行う。

また、「介護人材確保育成事業」により就職希望者を介護施設等へ派遣し、研修を受講させることで直接雇用へ繋げる。

さらに、人口減少と超高齢社会が進展する中、外国人介護人材の確保が不可欠な状況であるため、海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校に修学するルートの開拓や、介護職種技能実習生に対する集中的な日本語学習支援等を行うことにより、外国人材の受入れ促進の取組を強化する。

[3] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

福祉事務所等への施行事務監査等を通して、適正な保護の実施の確保及び被保護者への指導援助の充実を図るとともに、福祉事務所生活保護担当職員を対象とした研修会等を実施し、職員の資質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談支援体制の構築、住まいを失うおそれのある離職者等に対する家賃相当額の給付、基礎的な就労訓練の実施、家計管理や債務解消などへの支援、子どもの学習や生活への支援事業等を実施し、生活困窮者の早期自立を図る。

[4] 社会福祉法人等の検査

社会福祉法人及び施設等の業務及び財産の状況について実地検査等を行うことにより、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図る。

[5] 災害時の福祉支援施策の推進

要配慮者が安心して避難所において生活できるよう福祉専門職による福祉ニーズの把握や支援を行う体制整備を推進するため、福祉関係団体等による災害福祉支援ネットワークの運営に努める。

また、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者対策として市町村が取り組む避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成及び福祉避難所の指定が促進されるよう努める。

さらに、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

[6] 人権施策の推進

茨城県総合計画に基づき総合的に人権施策を推進するとともに、多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、人権啓発推進センターを中心に人権啓発・人権教育及び人権擁護活動等の充実を図る。

部落差別（同和問題）については、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの部落差別解消推進法の基本理念を踏まえ、必要な教育及び啓発等により課題の解決に努める。

福祉政策課主要施策体系

[1] 福祉行政の総合調整等

- 1 福祉行政の総合調整 (1) 福祉行政の総合調整
- 2 厚生統計調査 (1) 社会福祉統計調査

[2] 社会福祉行政の推進

- 1 社会福祉の推進
 - (1) 社会福祉審議会の運営
 - (2) 総合福祉会館の運営
- 2 地域福祉の推進
 - (1) 市町村地域福祉推進の支援
 - (2) 社会福祉協議会に対する支援
 - (3) 福祉サービスの質の向上
 - (4) ボランティア活動の振興
 - (5) 民生委員・児童委員に対する支援・指導
 - (6) 生活福祉資金貸付事業に対する支援
 - (7) 民間社会福祉施設整備借入金に対する利子補給
 - (8) ケアラー・ヤングケアラーに対する支援
- 3 福祉人材の育成確保 (1) 福祉人材の育成確保対策

[3] 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進

- 1 生活保護制度の適正実施
 - (1) 生活保護法施行事務の適正実施の推進
 - (2) 各種扶助費の適正支給
 - (3) 行旅病人・行旅死亡人取扱費の支給
- 2 生活困窮者自立支援制度の推進 (1) 生活困窮者の総合相談支援、離職により住居を失うおそれのある者等に対する支援、就労支援、家計改善支援、一時生活支援、子どもの学習・生活支援等

[4] 社会福祉法人等の検査

- 1 社会福祉法人等の適正な運営の確保 (1) 社会福祉法人・施設等の実地検査等

[5] 災害時の福祉支援施策の推進

- 1 茨城県災害福祉支援ネットワークの運営 (1) 茨城県災害福祉支援ネットワークの運営
- 2 避難行動要支援者対策の推進 (1) 避難行動要支援者対策の推進
- 3 災害ボランティア活動の支援 (1) 災害ボランティア活動の支援

[6] 人権施策の推進

- 1 人権施策の推進
 - (1) 人権啓発等の推進
 - (2) 人権啓発推進センターの運営
 - (3) 同和問題の連絡調整

ケアラー・ヤングケアラー支援について

1 現状

家族や身近な人に対する過度なケアの負担により、進学、就業の断念や介護離職など、ケアラーをめぐる問題が顕在化している。

本県においては、令和3年12月に「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」が制定されたことに伴い、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する取組を推進している。

2 課題

本県においてケアラー・ヤングケアラーがどの程度いるのか、どのような支援ニーズがあるのかなど、基本的な情報が把握されていなかったことから、まずはその実態を把握した上で、今後のケアラー・ヤングケアラー支援策について検討する必要がある。

また、課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーを早期に発見・把握し、必要な支援につなげていくためにも、社会全体としてケアラーに関する認知度向上や理解促進、相談支援体制の整備を図っていく必要がある。

特に、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であり潜在化しやすく、ヤングケアラー自身が自覚していないことも多いことから、児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し自覚を促すとともに、相談しやすい環境を整備していく必要がある。

3 令和4年度の主な取組（予定を含む）

(1) 実態調査の実施

ケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するため、県内の児童・生徒、学校、関係団体などを対象にアンケート調査を実施し、とりまとめた結果を県ホームページにおいて公表した。

【実施概要】

	ヤングケアラー実態調査	ケアラー実態調査
調査対象	①児童・生徒 ・中学生（全生徒） ・高校生（全生徒） ・小学6年生（抽出） ※対象者数：約155千人 ②学校 ・中学校（全校） ・中等教育学校（全校） ・高等学校（全校） ・小学校（各市町村から1校、計44校） ③要保護児童対策地域協議会 （県内44協議会）	①関係団体 ・ケアラー当事者団体 ②支援機関 ・民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター ・障害者相談支援事業所 ③当事者 ・高齢者のケアラー ・障害者のケアラー
実施時期	令和4年4月～7月	令和4年5月～7月
実施方法	WEB又は書面によるアンケート	

※ヤングケアラー実態調査の結果

○「世話をしている家族がいる」と回答した児童・生徒の割合

	小学生	中学生	全日制高校生
本県調査	9.6%	4.5%	3.6%
※国調査	6.5%	5.7%	4.1%

(2) 県推進計画の策定

ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見などを踏まえ、また、パブリックコメントにより広く県民の意見も取り入れながら、県推進計画を策定する。(令和4年度内に策定予定)

(3) 認知度向上・理解促進に関する取組

- 県広報紙「ひばり」や県ホームページ、ラジオ放送（県政レポート）、啓発動画の配信等による広報・情報発信
- 市町村や学校、支援機関等向けのケアラー・ヤングケアラー支援講演会の実施
- 学校における児童・生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の確保

(4) 相談支援体制の整備に関する取組

- 市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口の明確化
 - 多様な支援機関が一堂に会する実践的研修の実施
 - 認定NPO法人カタリバとの連携によるヤングケアラー支援の実施
- 【連携内容】中学生・高校生のヤングケアラーとその保護者を対象に、カタリバのメンターがオンラインで伴走支援をするプログラムを提供

災害ボランティア活動の支援について

1 現状

近年、全国的に大規模災害が多発している中、被災地において、災害ボランティアの活動が被災者支援の大きな力となっている。

本県においては、令和2年12月に「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」が制定されたことに伴い、災害時において災害ボランティアが円滑に活動できるよう、災害ボランティア活動の支援に関する取組を推進している。

2 課題

災害ボランティアの活動を迅速かつ効果的に被災者支援につなぐためには、被災地で災害ボランティアの受入れを行う災害VC（ボランティアセンター）の円滑な設置・運営や、災害ボランティア活動に必要な情報の提供、資機材の確保など、災害ボランティアの活動環境の整備が必要となる。

3 主な取組

項目	主な取組内容
人材の育成・確保	<p>○災害VCの設置・運営に係る人材の育成 災害時に災害VCを円滑に設置・運営できる人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害VC設置運営訓練の実施 ・災害初動期対応チームの育成 <p>※被災地社協に派遣し災害VCの設置・運営の支援などを行う。</p>
被災者支援の迅速かつ適切な実施	<p>○災害ボランティア登録制度の整備・運用 平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害VC設置情報や災害ボランティアの募集情報など、災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。</p> <p>○災害VCの運営を効率化するシステムの構築・運用 「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングを円滑にするシステムの構築により災害VCの運営を効率化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I V O S（いばらき型災害VC運営支援システム）の構築・運用 ・I V O S操作研修の実施 <p>※研修は災害VCの運営主体となる市町村社協職員が主な対象</p>
普及啓発	<p>○インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供 災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」の構築・運用
推進体制の整備等	<p>○県災害ボランティア活動支援基金の設置・運用 特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備する。</p> <p>【県災害ボランティア活動支援基金】 ◎寄附実績（令和3年4月～令和4年12月） 総額：36,452,660円（524件）</p> <p>※当該基金は、災害ボランティアによる被災者支援活動の円滑化に直結する事業への助成に活用する。</p> <p>【助成対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの現地作業に要する用具等（スコープ等）購入 ・災害ボランティアの輸送（送迎用車両・バス等のリース料等） ・災害VCの運営支援のためのシステム整備等

長寿福祉課

◎主要施策

[1] 長寿社会対策の推進

本格的な高齢社会において高齢者がいきいきと活躍する健康長寿社会づくり等を進めるため、「第8期いばらき高齢者プラン21」（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画、計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、急速に進む高齢化に対応した総合的な施策の推進を図る。

[2] 高齢者の健康づくり・生きがいの推進

1 健康づくり・介護予防対策の推進

「シルバーリハビリ体操」の普及を通じて地域の介護予防を推進するボランティアである「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するとともに、指導士による体操教室が、県内市町村の各地域において積極的に開催されるよう支援する。

また、いばらきシニアカード（高齢者優待カード）を配付することにより、高齢者の外出を促進し、健康増進やひきこもり防止につなげる。

2 生きがい対策の推進

高齢者の社会参加を促進するため、茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）や老人クラブ等を支援する。

また、高齢者の知識・経験・技術等を地域貢献活動に活用できるよう支援するため、「元気シニアバンク」の充実を図る。

[3] 利用者本位の介護サービスの充実

1 老人福祉施設等基盤整備の推進

「第8期いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに対応した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの老人福祉施設等の計画的な整備を図るとともに、良質な生活環境が確保された質の高いサービスを提供できるよう介護サービス基盤の整備を図る。

また、特別養護老人ホーム等の適正な設置運営に関する指導を実施するとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の指導及び育成を図る。

2 介護保険の円滑な推進

(1) 市町村に対する支援等

介護保険者である市町村が、安定した保険事業運営ができるよう、国や県の負担分の適切な交付等を行うとともに、介護給付の適正化など、市町村に対し、必要な助言、支援等を行う。具体的には、市町村の介護保険財政の安定化を図るとともに、低所得者の保険料の軽減やサービス利用の負担の軽減を行う。

(2) 人材養成・研修体制の整備と支援等

要介護認定の適正化等を図るため、認定審査員等の研修や、市町村が行った介護保険認定への不服等の審査請求を処理する機関の設置、運営等を行う。

また、介護支援専門員の養成研修等を実施するとともに、訪問介護員などに対する各種研修を充実・強化し、資質の向上を図るほか、介護職員等への痰吸引実地研修を行う指導者向けの講習会を行い、介護人材の資質の向上を図る。

さらに、福祉・介護を確固たる雇用の場とするために、介護職員の処遇改善に取り組む。

(3) 介護サービス事業者の指導等

介護保険施設や介護サービス事業者の指定等を行うとともに、福祉政策課・保健所等と一体となって介護サービス事業者に対する指導・監査を実施する。

(4) 相談・苦情処理体制の確保等

介護サービスの内容や事業者等に関する利用者からの苦情・相談に応じる茨城県国民健康保険団体連合会に対し助成を行う。

(5) 介護職員の処遇改善

介護サービス事業所に対するロボットの導入支援等により、介護職員の身体的負担を軽減するとともに、介護職員処遇改善加算等の取得の支援を行うことにより、介護職員の処遇改善を図る。

[4] 地域包括ケアシステムの推進

1 茨城型地域包括ケアシステムの構築

高齢者のみならず、すべての要援護者やその家族を支援対象として、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を図っている。

地域包括ケアシステムにおいて、中心的な役割を担う地域ケアコーディネーターや、地域包括支援センター職員及び市町村担当職員等の人材育成や資質向上のための研修を行い、市町村を支援する。

また、高齢者の日常生活上の支援体制の拡充・強化及び高齢者の社会参画を推進するため、市町村が行う生活支援体制整備を支援する。

2 認知症対策の推進

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域の中で尊厳を持ちながら、自分らしく生活でき暮らし続けられるよう、誰もが認知症について正しく理解し、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として、ともに地域づくりを推進する。

また、認知症を早期に発見し、適切な診断・治療が提供できるようにするとともに、軽度認知障害を含む認知症の早期診断・早期対応を軸として、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できるようにする。

さらに、認知症の方や家族が円滑な日常生活を過ごせるよう、当事者による相談活動や交流会の開催、認知症サポーターの活動促進に向けた支援に取り組む。

3 高齢者権利擁護の推進

高齢者に対する虐待の未然防止と早期発見を図るとともに、解決に向けた支援を行う。

また、認知症などによって判断力が衰えても、安心して生活ができるよう、日常生活自立支援事業を推進するとともに、成年後見など本人を支援する適切な制度の利用を促進していく。

4 地域リハビリテーションの充実

住み慣れた地域で適切なリハビリテーションが受けられるよう、予防から始まり、急性期、回復期、維持期、生活期、終末期といった、各段階に対応できる地域リハビリテーション支援体制を構築するとともに、リハビリ相談や災害発生時のリハビリテーションの実施体制の整備等を図る。

さらに、幅広い領域のリハビリテーションに対応できる人材の養成に資する研修を行う。

[5] 安全・安心なまちづくりの推進

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もが快適に生活できるよう、身障者等用駐車場の適正利用など人にやさしいまちづくりを推進するとともに、一定規模以上の公共的施設の新築等をする際に、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点から設計、建築のポイントなどの指導・助言を行う。

また、高齢者が安全かつ安心して暮らせるよう、福祉用具や住宅改修の普及・適正化を図る。

[6] 援護の充実

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等に対する援護事業の一層の推進を図る。

また、茨城県戦没者追悼式などの戦没者の慰霊事業等を実施するとともに、中国残留邦人の定着自立を促進するため、自立指導員等の派遣や支援・相談員の配置及び支援給付の支給などを行う。

長寿福祉課主要施策体系

- [1] 長寿社会対策の推進
 - (1) 長寿社会総合対策推進費

- [2] 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進
 - 1 健康づくり・介護予防対策の推進
 - (1) シルバーリハビリ体操指導士の養成
 - (2) 高齢者健康アップ優待制度推進事業費
 - 2 生きがい対策の推進
 - (1) 茨城わくわくセンター事業の充実
 - (2) 老人クラブ活動等への支援

- [3] 利用者本位の介護サービスの充実
 - 1 老人福祉施設等基盤整備の推進
 - (1) 老人福祉施設等の整備促進
 - (2) 老人福祉施設運営の充実
 - 2 介護保険の円滑な推進
 - (1) 介護保険制度市町村指導支援事業費
 - (2) 介護給付費負担金
 - (3) 地域ケアシステム活性化推進事業費
 - (4) 地域支援事業交付金
 - (5) 介護保険財政安定化基金事業費
 - (6) 介護保険低所得者利用者負担対策事業費
 - (7) 要介護認定支援事業費
 - (8) 介護保険低所得者保険料軽減負担金
 - (9) 介護保険審査会運営費
 - (10) 介護支援専門員養成研修事業費
 - (11) 人材養成・研修体制の整備と支援等
 - (12) 介護サービス事業者の指導等
 - (13) 相談・苦情処理体制の確保等
 - (14) 介護職員の処遇改善

- [4] 地域包括ケアシステムの推進
 - 1 茨城型地域包括ケアシステムの構築
 - (1) 地域ケア推進事業費
 - (2) 地域ケアシステム活性化推進事業費
 - (3) 介護予防総合支援事業費
 - (4) 介護予防・生活支援対策強化事業費
 - 2 認知症対策の推進
 - (1) 認知症対策推進強化事業費
 - (2) 認知症疾患医療センター基盤強化事業費
 - (3) 認知症介護等研修事業費
 - (4) 認知症ピアサポート活動等推進事業費
 - (5) 認知症の人にやさしい事業所認定事業費
 - 3 高齢者権利擁護の推進
 - (1) 高齢者権利擁護対策推進事業費
 - (2) 日常生活自立支援事業助成費
 - 4 地域リハビリテーションの充実
 - (1) 地域リハビリテーション強化対策事業費

- [5] 安全・安心なまちづくりの推進
 - 1 ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備
 - (1) 人にやさしいまちづくり推進事業
 - (2) 福祉機器等の普及・促進

- [6] 援護の充実
 - 1 旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族等への支援
 - (1) 旧軍人・軍属の援護
 - (2) 戦傷病者等の援護
 - (3) 戦没者遺族等の援護
 - (4) 中国残留邦人等の援護
 - (5) 戦没者の慰霊等

老人福祉施設等の整備について

1 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備状況

(単位:床)

種 別	第7期プラン(H30～R2)			第8期プラン(R3～R5)				
	目標 (a)	整備済 (b)	達成率 (b/a)	3年度 目標	4年度 目標(c)	5年度 目標	R5.3.31 見込	
							整備済 (d)	達成率 (d/c)
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	17,404	17,136 261 箇所	98.5%	17,606	17,635	18,364	17,556 268 箇所	99.6%
介護老人保健施設	11,628	11,618 129 箇所	99.9%	11,718	11,758	11,878	11,698 130 箇所	99.5%

2 老人福祉施設整備等に係る補助（主なもの）

	補助額	備 考
特別養護老人ホーム		・地域密着型は、定員 29 人以下の特別養護老人ホーム。原則として、所在する市町村に居住する高齢者のみ入所可能。
創設	3,000 千円/床	
増築	3,000 千円/床	
開設準備経費	839 千円/床	
地域密着型特別養護老人ホーム		
創設	4,480 千円/床	
開設準備経費	839 千円/床	
介護老人保健施設		・通所を中心に訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供。在宅での生活継続を支援。
開設準備経費	839 千円/床	
認知症高齢者グループホーム		
創設	33,600 千円/施設	
開設準備経費	839 千円/床	
小規模多機能型居宅介護事業所		
創設	33,600 千円/施設	
開設準備経費	839 千円/床	

※開設準備経費：開設前の職員の人件費，開設に係るベッド等の備品の購入，職員募集や広報費用 など

認知症対策の推進について

1 現状

- ・全国の認知症の人は、団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年には、高齢者の5人に1人に当たる700万人に達するとされている。
 ※平成27年1月の厚生労働省研究班推計結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年の認知症の有病者数462万人にあてはめて算出
- ・一方、本県の認知症の人が高齢者の5人に1人に達するのは、2035（R17）年と推計される。

ア 【認知症の人の将来推計】茨城県

（単位：千人、％）

年	2012 (H24)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)
65歳以上人口①	698	855	879	883	887	907
認知症高齢者数②	103.3	125.7	144.2	162.5	177.4	184.1
構成割合(②÷①)	14.8	14.7	16.4	18.4	20.0	20.3

※65歳以上人口①は、2012(平成24)年は茨城県常住人口調査結果(H24年10月1日現在)、2020(令和2)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県将来推計人口(H30年3月推計)」

※認知症高齢者数②は、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県将来推計人口(H30年3月推計)」及び年齢階級別の認知症有病率(厚生労働省)に基づき推計

イ 認知症サポーター養成状況（平成17年度～令和4年9月末累計）

養成主体別	養成者数(人)	割合(%)
県・市町村	245,912	80.8
企業・団体等	58,475	19.2
計	304,387	100

※認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人

2 主な施策

認知症バリアフリー社会の実現に向けた取り組みを推進する。

(1) 茨城県認知症の人にやさしい事業所認定事業

認知症サポーターが1名以上勤務し、認知症の人にやさしい対応を実践している認知症の人が日常生活で頻度の高い事業所を「認知症の人にやさしい事業所」として認定し、広く県民に周知する。

- 対象事業所 県内に所在する事業所（医療・介護・福祉関係の事業所は除く）
- 計画期間 令和4年度～令和7年度（4年間）

（令和4年12月末現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標数	1,300件	2,600件	3,800件	5,000件
認定件数	1,190件	—	—	—

(2) 認知症の人が交流できる場の拡大

- 計画期間 令和4年度～令和7年度（4年間）

（令和4年12月末現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標数	145件	165件	185件	209件
設置件数	156件	—	—	—

障害福祉課

◎主要施策

[1] 障害者福祉の推進

1 障害者自立支援制度の推進

障害者施策の基本的事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービス見込量を確保するための方策等を定め、障害者計画の実実施計画として位置づけられている「障害福祉計画」、障害児支援の提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」を統合した「第2期新しいばらき障害者プラン（令和3年3月改定）」に基づき、保健・医療、雇用、生活環境などの各施策の推進と障害福祉サービスの提供体制の整備を総合的に行い、本県における障害者施策の更なる充実を図る。

また、障害者総合支援法等の改正により平成30年4月から新設された自立生活援助、就労定着支援及び障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）、重度訪問介護の訪問先の拡大や高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）等のほか、令和3年4月の報酬等の改正により個々の障害の状況等に応じたきめ細やかなサービスの提供が可能となったことなど制度内容の周知及び利用促進に努める。

さらに、障害者福祉施設等において利用者又は職員に感染者等が発生した場合に、サービス提供を継続するための支援を行う。

2 社会参加の促進

「ノーマライゼーション」と「完全参加」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図るため、市町村が実施する事業に対し支援するとともに、広域的な実施が必要な事業の充実を図る。

また、障害者のスポーツ・文化振興に関する事業を推進する「茨城県障害者スポーツ・文化協会」の運営に助成し、障害者が健康で豊かな生活が送れるよう、障害者やその家族、ボランティア、一般県民の参加による県障害者スポーツ大会や文化祭を実施して、障害者の各種活動への参加意欲の向上や自立、社会参加の促進に努める。

3 在宅支援サービスの充実

障害者が地域社会で自立し、様々な分野において社会参加を実現して豊かな生活を送ることができるよう、サービス管理責任者、行動援護従事者や同行援護従事者など福祉マンパワーの養成確保に努めるとともに、居宅介護、短期入所、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など個々の障害者（児）のニーズにきめ細かに対応できる在宅支援サービス等の一層の充実を図る。

また、IT（情報通信技術）の活用を図り、障害者の社会参加の機会を広げるため、パソコンボランティアの派遣、IT相談窓口の設置等を行うとともに、障害者のニーズに応じた、コミュニケーション支援を行うなど、情報バリアフリー化を推進する。

4 居住の場の整備

障害者の居住の場の確保を図るため、グループホームを計画的に整備するとともに、社会福祉施設整備国庫補助を活用し、老朽化している障害者支援施設及び障害児入所施設の改築・耐震化を促進する。

5 就労支援の強化

障害者が自立した社会生活を営み、安定した生活が送れるよう障害者就業・生活支援センター事業の実施や就労移行支援事業所等の設置促進、支援技術の向上を図るとともに、関係機関や市町村、企業等と連携した就労支援を推進する。

また、障害福祉課において、職業指導員の指導のもと、知的障害者（定員10名）を雇用するなど公的雇用の拡大を図る。

6 福祉的就労の充実

就労継続支援B型事業所で働く障害者が自立した生活を送れるよう、工賃水準の向上を目指す「茨城県工賃向上計画」に基づき、専門的な知識や技術を有するアドバイザーの派遣や障害者優先調達推進法に基づく事業所からの物品等の積極的な調達、共同受発注センターの活動強化等を推進することにより工賃向上を図る。

7 相談支援体制の整備

相談支援従事者研修を強化し、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所の拡充を図るとともに、市町村を中心とする地域の相談支援体制づくりを支援するため、地域自立支援協議会の活性化を促進する。

高次脳機能障害者については、県内全域をカバーする茨城県高次脳機能障害支援センターを中核として高次脳機能障害地域支援拠点病院を指定し支援体制の充実を図るほか、医療機関をはじめ関係機関との連携を図り、機能の強化に努める。

また、発達障害については、発達障害者支援センターを中心として、専門的相談体制の充実を図るほか、市町村職員を対象とした研修を実施し市町村窓口の強化に努める。

さらに、市町村では対応が困難な発達障害や高次脳機能障害など専門性が高い障害の相談支援や精神障害者退院促進など市町村域を超えて広域的に必要な支援体制の整備・充実を図る。

8 人材の確保・育成及び資質の向上

利用者が安心して利用できる良質な障害福祉サービスを提供できるよう、障害者支援施設等における人材確保を図るとともに、管理者及びサービス管理責任者等を対象とした各種研修を充実させる。さらに、事業者に対する実地指導によりサービスの質の向上を図る。

また、コミュニケーション支援に従事する手話通訳者及び要約筆記者、点字奉仕員、朗読奉仕員の養成等人材の育成に努める。

9 県立施設の運営

県立障害児者施設について適切な管理運営を図るとともに、入所者の地域生活移行や民間施設では対応困難な事例に対する専門的な支援に積極的に取り組む。

なお、老朽化等の課題を抱えるあすなろの郷について、あすなろの郷整備調整会議において策定された建て替え整備計画に基づき、事業内容に一部変更を加えながらも、セーフティネットの機能を維持しつつ、民間活力を活用した新たなあすなろの郷の再編整備を進めていく。

愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して、県が支援や関与を行うことにより、機能訓練の強化などを計画通りに進めていく。

10 障害者権利擁護の推進

家庭内における障害者虐待の早期発見や未然防止対策のほか、福祉施設で障害者の人権に配慮した適切で安全な福祉サービスが提供されるよう、職員等の資質の向上を図る。

また、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進する。

[2] 精神保健医療福祉の推進

1 精神保健医療福祉の充実

精神障害者の通院医療を促進するため、自立支援医療（精神通院医療）の給付を行うほか、精神科病院の実地審査・実地指導や精神医療審査会における精神障害者の入院の適否審査等を実施し、適正な医療の提供と精神障害者の人権の確保を図る。

また、ひきこもり対策の総合調整機関である「ひきこもり相談支援センター」（専門コーディネーター配置）において、関係機関と連携した支援を行うとともに、地域拠点（サテライト）である保健所においては、専門相談や家族教室等を実施し、ひきこもり者の自立、回復を促進する。さらに、コロナ禍におけるメンタルヘルス対策を推進する。

2 自殺対策の推進

茨城県自殺対策計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力して総合的な自殺対策を推進するとともに、地域の自殺対策の拠点となる地域自殺対策推進センターにおいて、県、市町村、民間団体、そして県民一人ひとりが一体となって、地域での自殺防止のための気づき、見守りができるよう啓発するとともに、相談体制の整備、人材養成に努める。さらに、相談対応にとどまらず困難な問題を抱える自殺ハイリスク者に対し、解決に向け伴走支援する「よりそい相談支援チーム」を設置し、自殺の未然防止を図る。

3 精神科救急医療体制の充実

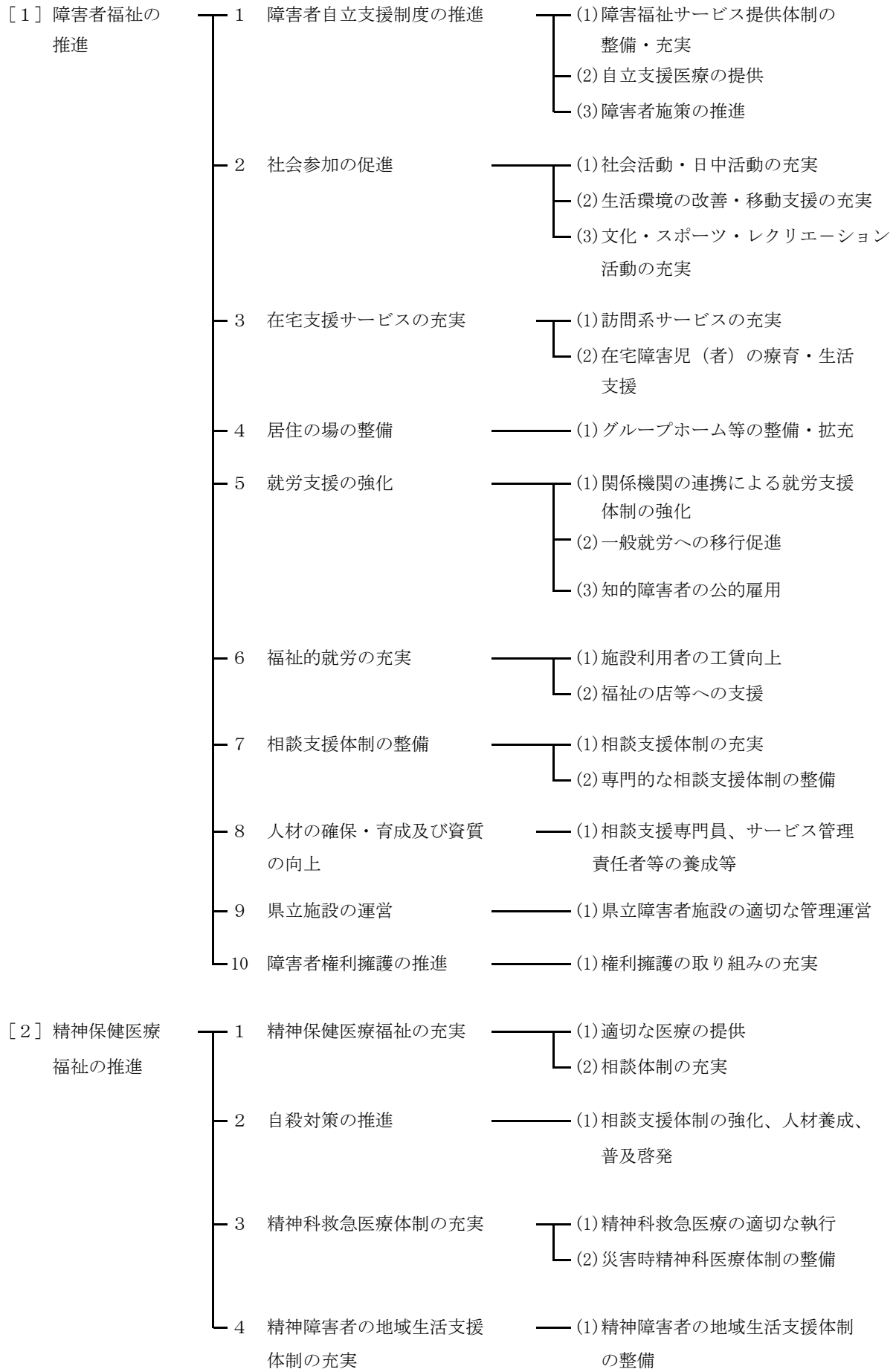
警察官通報について24時間365日の対応を行うとともに、休日や夜間における精神障害者の家族等からの精神科一般救急医療相談や輪番制当番病院等による入院受入れについて、体制の充実を図る。

また、災害時には、被災者に対する精神保健医療への需要が拡大することから、被災地域で活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を推進する。

4 精神障害者の地域生活支援体制の充実

精神障害者が、住み慣れた地域で安心して地域生活や社会生活が送れるよう、関係機関の連携の下、医療、福祉等の支援の充実を図る。

障害福祉課主要施策体系

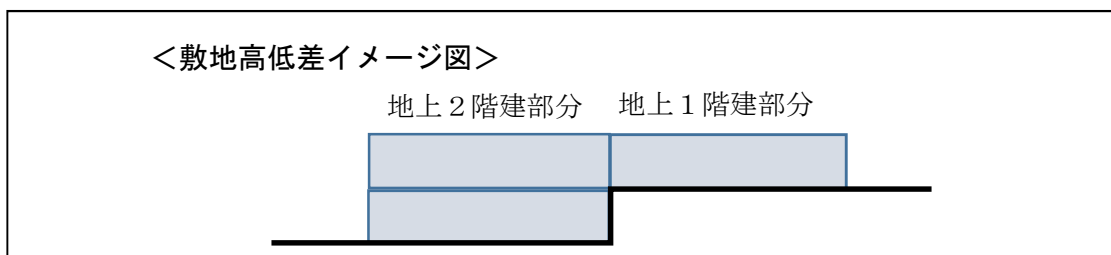


あすなろの郷再編整備関連事業について

1 セーフティネット棟（県立施設）の整備について

強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方などの最重度の障害のある方に対し、質の高いサービスを提供するため、県立施設として新たに整備するセーフティネット棟については、今年度、詳細な実施設計を進めており、来年度から本格的な建設工事に着手する予定。

【参考1】 セーフティネット棟 概要



	構造	延べ面積
地上2階建部分	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	約 12,500 m ²
地上1階建部分	木造	約 5,400 m ²
		約 17,900 m ²



【参考2】 整備スケジュール

R 4年度	R 5～6年度	R 7年度
実施設計	施設建設	供用開始

2 入所者の円滑な移行支援について

新たに整備するセーフティネット棟の入所対象者（最重度の障害のある方）を把握するために実施したアセスメント結果をもとに、対象者のセーフティネット棟への移行に向けた準備を進めるとともに、対象外となった利用者については、本人及び保護者の意向等を踏まえ、既存のあすなろの郷の施設での支援も含め、今後の支援について調整を図ることとする。

医療的ケア児とその家族に対する支援について

1 現状と課題

(1) 現状

- ・ 医療技術の進歩に伴い、日常生活の中で恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引、経管栄養など）を受けることが不可欠となる「医療的ケア児」は増加傾向にあり、昨年度、県が実施した実態調査では、県内の在宅で暮らす医療的ケア児は427人と推計。
※平成30年度に実施した調査では推計390人。

(2) 課題

- ・ 各種障害の相談等に対応する「基幹相談支援センター」は、17市町村で設置されているが、高い専門性が求められる医療的ケア児に関する相談に対応するノウハウや経験が少なく、地域における相談支援体制が十分でない。
- ・ 医療的ケア児への支援を担う人材や医療的ケア児を受け入れられる施設が不足している。

2 具体的な取組

(1) 茨城県医療的ケア児支援センター（愛称：みちしるべ）の開設

- ・ 医療的ケア児とその家族が居住する地域に関わらず、個々の状況等に応じた適切な支援サービスや支援施策に関する情報などを入手できるようにするため、令和4年12月23日に、国立病院機構茨城東病院（東海村）内に「茨城県医療的ケア児支援センター」を設置。

[参考] 主な業務内容

相談支援	医療的ケア児とその家族や福祉施設等からの相談への対応
情報提供	支援サービスや支援施策等に関する情報提供
人材育成	直接ケアを担う人材や支援の調整を担う人材の育成

(2) 医療的ケア児支援を担う人材の育成

① 医療的ケア児支援者養成研修

- [対象] 障害福祉サービス事業所等において支援を行う職員等
- [内容] 医療的ケア児に関する基礎的知識や支援に関する研修
- [実施状況] 修了者：90名（H31～R4年度）

② 医療的ケア児コーディネーター養成研修

- [対象] 障害福祉サービスの相談等に対応する職員等
- [内容] 医療的ケア児が利用できるサービス等の調整や関係機関との連携等に関する研修
- [実施状況] 修了者：132名（H31～R4年度）

(3) 医療的ケア児受入施設への支援（医療的ケア児受入促進事業）

- ・ 医療的ケア児を受け入れる施設を開設する際に必要となる設備や備品等の購入に要する経費の一部を助成。
[対象経費] 送迎用の福祉車両、医療的ケア児の受け入れに必要な設備・備品（医療用ベッド、たんの吸引器など）の購入に要する経費
[補助率] 1/2（上限100万円）
[補助実績] H30～R3年度の累計：12件、9,550千円

少子化対策課

◎主要施策

[1] 少子化対策の推進

1 茨城県次世代育成プランの推進

少子化は、個人の生き方・考え方・職場環境など、社会全般に深く関わっていることから、県内各団体の有識者からなる「少子化対策審議会」を中心として、「茨城県次世代育成プラン」に基づく少子化対策を推進する。

また、若者に対し、結婚・子育てに関するポジティブなイメージを積極的に発信していく。

2 結婚支援の推進

少子化の要因である未婚化・晩婚化の流れを変えていくため、結婚を希望する男女に地域・職域を越えた出会いの場を提供する「いばらき出会いサポートセンター」において導入したAIマッチングシステムの利用促進や相談体制の強化に取り組むとともに、非営利で結婚支援に取り組む団体等（いばらき出会い応援団体）の活動を支援し、市町村等とも協力しながら、全県的な結婚支援活動を展開していく。

3 母子保健の充実

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、「茨城県次世代育成プラン」及び県保健医療計画に掲げた目標を達成し、子どもを安心して産み育てるという希望をかなえる取り組みを促進する。

妊娠・出産に関する知識の普及や不安の解消のための電話相談窓口の設置や助産師による産後の出張相談を実施する。

子どもの重度障害の発生予防として、新生児に対する先天性代謝異常等検査のスクリーニング事業や視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図るとともに、市町村の健康診査等で把握された発達障害児等への相談事業を実施する。

また、不妊に悩む夫婦に対する専門的・医学的相談を実施するとともに、不妊治療費の経済的負担の軽減を図る。

なお、母子保健対策は、母子保健法により、健康診査や健康相談など住民に身近で基本的な母子保健サービスを市町村が、広域的・専門的な事業は県が行うよう役割分担がなされていることから、研修等を通じ、市町村の母子保健対策の向上を図る。

4 子育て支援の充実

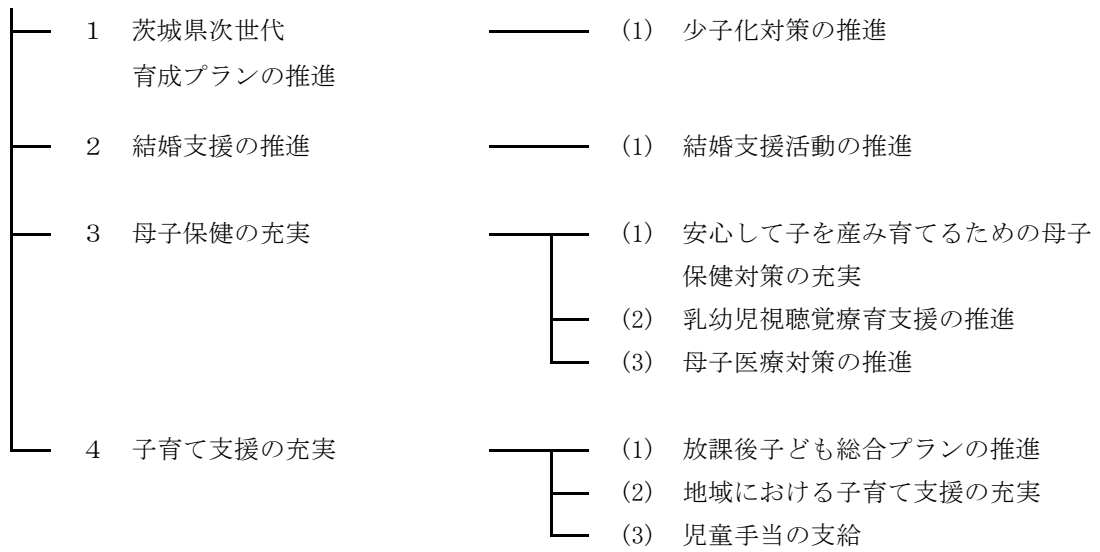
放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する放課後子ども総合プランを推進し、子どもたちの放課後等の安全で健やかな活動場所の確保を図る。

また、安心して子育てができる環境を整備するため、地域において育児相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業、子育て支援に関する情報を幅広く提供する利用者支援事業などの地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

さらに、社会全体で結婚や子育てを応援する機運を醸成するため、「いばらき新婚夫婦等優待制度」及び「いばらき子育て家庭優待制度」の拡充を図る。

少子化対策課主要施策体系

[1] 少子化対策の推進



結婚支援の推進について

1 本県の婚姻の現状

		H17	H22	H27	R2	R3
平均初婚年齢（歳）	夫	29.7	30.4	30.8	30.8	31.0
	妻	27.6	28.5	29.2	29.2	29.3
50歳時の未婚割合 （%）（生涯未婚率）	男性	16.17	20.55	24.29	28.85	-
	女性	4.74	7.28	10.69	14.65	-
婚姻件数（件）		15,534	15,044	13,498	10,622	10,021
出生数（人）		24,244	23,989	21,700	17,389	16,502
合計特殊出生率		1.32	1.44	1.48	1.34	1.30

（出典）人口動態統計。ただし、生涯未婚率は、国立社会保障・人口問題研究所資料

2 主な結婚支援施策

（1）出会いの場の提供

① いばらき出会いサポートセンター

- ・運営体制：水戸本部（県三の丸庁舎）、県南センター（ラウエル牛久）
- ・事業内容：会員制によるマッチング支援（AIマッチングシステムの運用）
- ・会員数等の状況（R4.12月末現在）

会員数：3,102名（男性1,943名 女性1,159名）

成婚数（累計）：2,587組（非会員との成婚やマリッジサポーターによる成婚を含む）

② いばらきマリッジサポーター

- ・連携組織：地域活動協議会（県内5地区）
連絡協議会（全県域の連絡調整 ※各地域の会長等が役員）
- ・活動内容：結婚相談会の開催、お見合いの仲介 など
- ・マリッジサポーター数：155名（R4.12月末現在）

（2）結婚・子育てに関する機運の醸成

ア 若い世代に対するポジティブイメージの醸成

① 高校生のライフデザインセミナーの開催

- ・赤ちゃんふれあい体験や外部講師による講演・ワークショップを実施。

イ 社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成

① いばらき結婚応援パスポート「iPASS（アイパス）」の発行

- ・結婚予定カップルや新婚カップルに協賛店で優待サービスが受けられるカード（アプリ）を発行。

② いばらき KidsClub カードの発行

- ・妊娠中や子育て家庭に協賛店で優待サービスが受けられるカードを発行。

安心して子どもを産み育てるための支援について

1 妊娠・出産サポート体制整備事業

(1) 妊娠等相談支援事業（委託先：県助産師会）

専門相談窓口「いばらき妊娠・子育てほっとライン」を開設し、予期せぬ妊娠、若年・高齢初産等の妊娠に関する悩みに専門職（助産師）が対応。

<実績> R3：延 905 件

(2) 助産師なんでも出張相談事業（委託先：県助産師会）

出産直後の母親が育児について一番不安になる時期に、ニーズに応じたタイムリーな支援を行うことで、母親の育児不安や産後うつ発症リスクを軽減。

<実績> R3：延 770 件

2 出産・子育て応援事業

◇対象者：全ての妊産婦や子育て家庭

（令和4年4月～令和5年9月までに妊娠届出もしくは出生届出があった方）

◇実施主体：市町村（経済的支援を受けるためには妊娠届出時、出生届出後の面談が必要）

◇事業開始時期：令和5年1月以降

(1) 伴走型相談支援	① 妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出後、面談等を実施し継続的に支援を実施する。
(2) 経済的支援	<現金支給可> ①妊娠届出時：出産応援ギフト（妊婦1人当たり5万円相当） ③出生届出後：子育て応援ギフト（こども1人当たり5万円相当） ※事業開始日より前に「妊娠届出」又は「出生届出」を提出した方には、アンケートを実施後に支給
(3) 経済的支援を行うためのシステム構築等導入経費	・事業実施に必要なシステム構築のための経費。 ・経済的支援の実施に必要なとなるクーポン発行等に係る委託経費。

3 不妊治療対策

(1) 不妊治療費助成事業（令和4年度の経過措置）

助成額	① 特定不妊治療 （体外受精及び顕微授精）	上限 30 万円（一部治療は 10 万円）
	② 男性不妊治療	上限 30 万円

(2) 普及啓発事業（委託先：県産婦人科医会）

不妊の要因や不妊治療に対する理解を深めるため、市民公開講座を開催。

<実績> R3：1回目 157名参加、2回目 239回配信(WEB)

(3) 不妊専門相談センター（委託先：県産婦人科医会）

県内2箇所に設置（対面、メール）

<実績> R3：延べ相談 193 件

子ども未来課

◎主要施策

[1] 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

1 幼児教育・保育の充実

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、各市町村の子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図り、利用者のニーズに即した幼児教育・保育サービスの充実に取り組む。

また、私立幼稚園に対して、子ども・子育て支援新制度への移行を支援するとともに、経常費補助及び預かり保育や特別支援教育（障害児等の受入れ）を実施する園への助成等を行い、教育条件の維持向上や安心して子育てができる環境づくりを推進する。

2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもの育ちに十分配慮しながら、保護者の就労形態の多様化等に対応した延長保育、一時預かり（預かり保育）、病児保育等の地域における様々な子育て支援施策の充実を図る。

[2] 待機児童解消に向けた取組の推進

1 保育所・認定こども園等の施設整備の推進

幼児教育・保育サービスに対する地域のニーズに応じて、健やかこども基金や保育所等整備交付金等を活用した保育所、認定こども園の整備を進めるとともに、小規模保育事業や家庭的保育事業の促進による低年齢児の受け皿拡大等に取り組み、待機児童の早期解消を図る。

2 幼児教育・保育人材の確保対策

修学資金貸付等による新規卒業生の就業促進、「いばらき保育人材バンク」による潜在保育士の再就業支援、保育士等の処遇改善や保育補助者等を活用した業務負担軽減による就業継続支援、保育従事者の実態の見える化と保育業界のイメージアップ、子育て支援事業等に従事する子育て支援員の養成など、総合的な人材確保対策を推進する。

3 幼児教育・保育の質の向上

保育士等の資質・専門性の向上のための研修の実施や職員配置の改善など、幼児教育・保育の質の向上を図る。

子ども未来課主要施策体系

[1] 幼児教育・保育、地域の子ども
・子育て支援の充実

-
- (1) 幼児教育・保育の充実
 - (2) 地域における子ども・子育て支援の充実

[2] 待機児童解消に向けた取組の
推進

-
- (1) 保育所・認定こども園等の施設整備の推進
 - (2) 幼児教育・保育人材の確保対策
 - (3) 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度について

1 制度の概要

(1) 経緯等

- 平成 27 年 4 月から「質の高い幼児教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、「待機児童の解消のための保育の受入人数の増加」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。
- また、令和元年 10 月からは、少子化対策のための幼児教育・保育の負担軽減及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性に鑑み、3～5 歳児の保育所等を利用する子どもたちの利用料が無償化されるなど「幼児教育・保育の無償化」が実施。

(2) 主なポイント

- 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付の創設
 - ・認定こども園の普及促進
- 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・地域子育て拠点、延長保育、病児保育等の充実
- 待機児童の解消のための保育の受入人数の増加
 - ・小規模保育、家庭的保育等の活用による保育の受入枠の拡大

(3) 市町村、都道府県、国の役割等

- 市町村が制度を実施し、国・都道府県等が重層的に支える仕組みを構築
- 市町村は、地域のニーズに基づき幼児教育・保育の提供について計画を策定し、給付・事業を実施
- 国は、市町村の確認を受けた施設・事業に対し、必要な財政支援を実施
- 都道府県は、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、これに基づき市町村を支援

2 施設・事業数の推移等

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

(各年 4 月 1 日現在)

施設類型	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	
保育所	456	448	439	449	443	
認定こども園	幼保連携型	123	141	158	161	169
	保育所型	12	13	14	17	20
	幼稚園型	63	61	61	61	62
私立幼稚園（新制度移行）※	36	40	41	40	41	
計	690	703	713	728	735	
（参考） 私立幼稚園（新制度未移行）※	30	25	21	20	16	

※休園含む

(2) 主な子ども・子育て支援事業

事業類型	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
地域子育て支援拠点事業	261	265	272	268	254
病児保育事業	132	143	145	148	162
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	961	1,020	1,074	1,105	1,134

※H29～R3 は実績、R4 は変更交付申請の数値

(3) 地域型保育事業

(各年 4 月 1 日現在)

事業類型	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
小規模保育事業	45	66	81	96	102
家庭的保育事業	11	14	20	22	27
事業所内保育事業	7	9	11	13	12
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	63	89	112	131	141

待機児童の状況等について

1 現 況

(1) 社会的背景

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、また、女性の社会進出の進展などにより保育の必要性が年々増大している。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
女性(25～34歳)の就業率(全国)	72.1	74.0	75.8	77.6	78.6	78.9	80.5	
保育所等申込者数(茨城県)	51,790	53,910	55,432	57,142	58,590	60,901	61,367	61,469

(2) 待機児童数の推移

- ・令和4年4月現在の待機児童数は、8人となっている。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
待機児童数	373	382	516	386	345	193	13	8
前年度比	+146	+9	+134	▲130	▲41	▲152	▲180	▲5

2 本県の対応状況

(1) 待機児童の受け皿の確保

地域の状況を踏まえながら、国の「保育所等整備交付金」等を活用した保育所等整備と合わせ、小規模保育事業等の促進を進めることにより、受け皿の確保を図る。

<保育所等の整備状況>

年度	施設数	増定員数
H30年度	27施設	1,313人
R1年度	35施設	1,472人
R2年度	41施設	1,699人
R3年度	26施設	720人
R4年度(見込)	26施設	527人

(2) 保育人材の確保

保育サービスの充実のために、新規卒業の保育士のほか潜在保育士の掘り起し、保育士に対する処遇や労働環境の改善など就労継続支援を行い、保育士の確保を図る。

⇒ 以下の①～③の事業の総合的な実施により、担い手となる保育人材を確保。

①人材育成

- ・保育士修学資金貸付（保育士養成施設学生に対する修学資金の一部貸付）
- ・子育て人材確保強化推進事業（子育て支援員を養成するための研修）
- ・家庭的保育事業促進事業（家庭的保育者認定研修、法人向けアドバイザー委託、保育の魅力発信のためのコンテスト開催、ホームページ開設、高校生や保育士養成校の学生等を対象とした保育施設見学バスツアーの開催）

②就業継続支援・働く職場の環境改善

- ・民間保育所等乳児等保育事業（1歳児保育のための非常勤保育士雇用に必要な

費用の補助)

- ・施設型給付費・地域型保育給付費（保育所等の運営費、保育士等の処遇改善）
- ・保育補助者雇上強化事業（労働環境改善に積極的な場合の保育補助者雇用に必要な費用補助）
- ・保育体制強化事業（給食配膳、寝具の用意等を行う保育支援者の雇用に必要な費用の補助等）
- ・保育補助者雇上貸付（保育業務を補助する保育補助者の雇上げに必要な資金の一部貸付）

③再就職支援

- ・いばらき保育人材バンク設置運営事業（保育団体委託による人材バンクの運営、無資格者の活用・保育資格取得支援、保育従事者等の実態の見える化、保育業界のイメージアップ、ポータルサイト運営、潜在保育士を対象とした保育施設見学バスツアーの開催）
- ・未就学児をもつ潜在保育士への保育料貸付（未就学児の保育料一部貸付）
- ・保育・幼児教育人材復職支援事業（未就学児の保育料の一部補助）
- ・潜在保育士への再就職準備金貸付（潜在保育士が保育所等に勤務する場合の就職準備金貸付）

（３）保育の質の向上

保育の「量」の確保を進める一方、児童の安全の確保など「質」の低下が懸念されるため、保育士の経験に応じた研修の実施や職員の配置について改善を図る。

- ・子育て人材資質向上推進事業（保育所等の人材の確保や資質向上を図るため、新任保育士の定着及び離職防止対策として保育所の管理者や保育士に対する研修を実施）
- ・保育士等キャリアアップ研修事業費（一定の経験年数のある保育士等に対し、追加的な処遇改善を実施する要件として、研修修了が要件とされた保育士等キャリアアップ研修〔乳児保育、幼児保育等の8分野〕を実施）

（４）医療的ケア児の受入体制の整備

保育所等でのケア児の受入促進を図るため、医療的ケアを担う看護師を雇用した場合の人件費助成や、痰の吸引などのケアに対応する看護師などの研修を実施する。

① 保育所等に勤務する看護師等への研修の実施（R4 新規）

- ・保育所等の看護師の医療的ケア児向け対応能力向上
- ・認定特定行為業務従事者として、特定の医療的ケア（たん吸引、経管栄養など）を実施できる認定保育士の育成

② 国補事業を活用した看護師の配置（R4 新規）

- ・軽度（導尿など）から中度（たん吸引、経管栄養など）までの医療ケアを必要とする医療的ケア児に対応する看護師の追加配置に対する補助
- ・基準額 1施設当たり 5,290万円（補助率：国 2/3、県 1/6、市町村 1/6）
- ・市町村における保育の利用調整について、県でも加配児・医療的ケア児に係る申込を積極的に把握し、上記の制度の利用などを助言し、待機児童の解消を図る。

青少年家庭課

◎主要施策

[1] 青少年健全育成等の推進

1 青少年健全育成の推進

新たに策定した「いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）」に基づき、青少年・若者の健やかな成長を支えるため、地域の教育力の向上と社会環境の健全化に向けた取組の充実を図る。

また、青少年・若者活動の本拠地である県立青少年会館の施設管理及び運営、施設整備を行う。

2 若者の活動支援の推進

積極的に地域に関わる若者を育成するため、若者が主体的に取り組むボランティア活動・地域活動やネットワークづくりを支援する。

3 困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の整備

不登校や引きこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年や若者に対し、きめ細かで継続的な支援を実現するため、関係機関等の連携強化及び相談体制の充実を図る。

また、「茨城県次世代育成プラン」に基づき子どもの貧困対策を推進する。

[2] 児童福祉の推進

1 児童虐待防止等の推進

子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑・多様化する児童育成問題に対応するために、児童相談所における相談援助体制を強化する。

また、増加・深刻化する児童虐待事案に迅速かつ効果的な対応を図るため、関係機関等との連携や地域に密着したネットワークの活用を図るとともに、電話やSNSによる相談、通報に24時間対応するいばらき虐待ホットラインを活用し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努める。

さらに、児童相談所における児童虐待への対応を強化するなど相談・支援体制の拡充や、虐待する恐れのある保護者等にカウンセリング等を実施することにより、虐待の未然防止や再発防止を図る。

併せて、市町村の児童虐待対策に対し、未然防止に向けた相談体制の整備や子育てに不安を抱える家庭への訪問事業のほか、要保護児童対策地域協議会の運営強化など多様な支援に努め、地域における児童相談体制の充実を図る。

2 社会的養護体制の強化

家庭での養育が困難な児童や問題行動がある児童を保護するとともに、心身ともに健やかに成長できるよう、その処遇の向上に努める。

このため、家庭により近い養育環境を提供できるよう、里親制度の普及から研修、要保護児童とのマッチングとアフターケアに至るまで、里親を包括的に支援する民間フォスターリング機関を設置し、里親支援を推進する。

また、ファミリーホームの設置や専門里親の育成等により家庭養育を推進するとともに、施設における養護体制の小規模化、地域分散化を促進する。

さらに、児童の入所状況に対応した児童養護施設等の整備を図り、生活環境の改善を図る。

施設を退所した児童等の円滑な自立を支援するため、保護者等からの経済的な支援が見込まれない退所児童等に対し自立支援資金の貸付けを行うとともに、退所後の相談・支援体制の充実を図る。

[3] 母子福祉の推進

1 ひとり親家庭等の支援

一時的に生活援助、保育サービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣するなどの子育て・生活支援を行う。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な看護師、保育士等の資格取得の際に、高等職業訓練促進給付金等を支給するとともに、入学及び就職準備金を貸付けるなど、

就業相談から就職先のあっせんまで一貫した就業支援を行う。

さらに、児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るとともに、母子・父子・寡婦福祉資金を無利子又は低利で貸付けることにより、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図る。

このほか、養育費に関する相談に対応するとともに、親子のふれあう機会が少なくなりがちなひとり親家庭のふれあいを支援する。

2 ドメスティック・バイオレンス対策及び婦人保護対策の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「茨城県DV対策基本計画」に基づき、休日夜間相談の緊急対応や心理的ケアなどを実施するとともに、福祉事務所、警察、児童相談所及び市町村などの関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力被害者の迅速かつ的確な保護に努める。

また、売春防止法に基づく要保護女子に関する各般の相談に応じ、指導にあたりとともに、必要に応じ一時保護所又は婦人保護施設に入所させ、自立更生を支援する。

青少年家庭課主要施策体系

[1] 青少年健全育成等の推進

- 1 青少年健全育成の推進
 - (1) 青少年施策の企画・調整
 - (2) 市町村の青少年対策推進
 - (3) 健全育成等条例の施行
 - (4) 青少年会館の管理運営
 - (5) 青少年会館の施設整備
- 2 若者の活動支援の推進
- 3 困難を抱える子ども・若者に対する支援体制の整備
 - (1) 子ども・若者支援地域協議会の開催
 - (2) 子どもの貧困対策

[2] 児童福祉の推進

- 1 児童虐待防止等の推進
 - (1) 児童相談所業務の強化
 - (2) 児童虐待対策の推進
- 2 社会的養護体制の強化
 - (1) 公立・民間施設等への入所措置委託
 - (2) 県立施設の運営
 - (3) 里親制度の推進
 - (4) 施設機能の充実
 - (5) 施設退所者等への支援の充実

[3] 母子福祉の推進

- 1 ひとり親家庭等の支援
 - (1) 母子・父子自立支援員等の設置
 - (2) 母子・父子・寡婦福祉の充実
 - (3) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
 - (4) 児童扶養手当の支給
- 2 ドメスティック・バイオオレンス対策及び婦人保護対策の推進
 - (1) 女性相談センターの運営
 - (2) 婦人保護施設の運営
 - (3) ドメスティック・バイオオレンス対策の推進

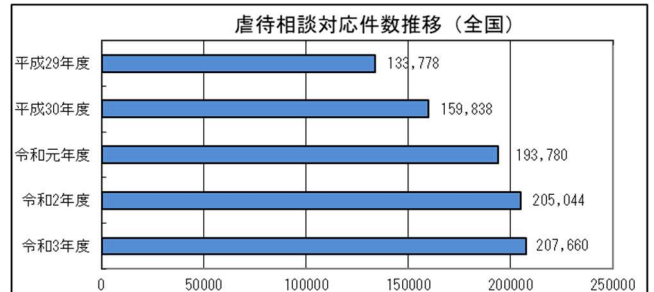
児童虐待防止対策について

1 児童虐待の現状

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、令和3年度は過去最多の207,660件となった。本県においても、令和3年度は3,743件（前年度比約1.1倍）と過去最多となっている。

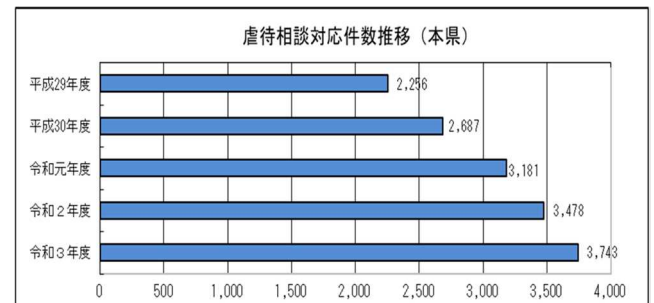
○全国の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
平成29年度	133,778	466,880	28.65
平成30年度	159,838	504,856	31.66
令和元年度	193,780	544,698	35.58
令和2年度	205,044	527,272	38.89
令和3年度	207,660	571,961	36.31



○茨城県の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
平成29年度	2,256	5,552	40.63
平成30年度	2,687	5,995	44.82
令和元年度	3,181	6,754	47.10
令和2年度	3,478	6,754	51.50
令和3年度	3,743	8,372	44.71



2 児童虐待防止対策

(1) 国における児童虐待防止対策

【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】（平成30年7月）

- 支援家庭が転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- 子どもの安全確認ができない場合における対応の徹底 等

【児童虐待防止対策体制総合強化プラン】（平成30年12月）

- 児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の増員などの体制強化
- 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化 等

【児童福祉法等の一部を改正する法律】（令和4年6月公布・令和6年4月1日ほか施行）

- 一時保護開始時の司法審査の導入
- 市町村におけるこども家庭センターの設置（児童福祉と母子保健の連携強化）等

(2) 本県における児童虐待防止対策

- H30.1月 本県独自の取組として、児童相談所が把握した全ての児童虐待事案について警察への情報提供の開始。
- H30.11月 茨城県子どもを虐待から守る条例の制定（H31.4月施行）。
- R2.3月 茨城県子どもを虐待から守る計画の策定。
- R2.4月 虐待事案について一層迅速に対応するため、中央児童相談所児童分室を格上げし、日立児童相談所及び鉾田児童相談所を設置。
- R4年度 児童虐待と母子保健の相談窓口の一体的整備など、市町村が実施する児童虐待未然防止策への補助制度を創設。虐待事案の相談・通報体制の強化のため、いばらき虐待ホットラインにおいて、若年層でも気軽に相談できるよう、新たにSNS相談窓口を開設（令和5年2月運用開始）。

ひとり親世帯に対する支援等について

1 ひとり親世帯の状況

(1) 世帯数（令和2年国勢調査）

全国の母子世帯数は約 91 万世帯、父子世帯数は約 15 万世帯
 （うち、本県の母子世帯数は約 2 万 2 千世帯、父子世帯数は約 4 千世帯）

(2) 児童のいる世帯とひとり親世帯の世帯収入比較

	児童のいる世帯	母子世帯	父子世帯
平成 27 年	707.6 万円	348 万円 (49.2)	573 万円 (81.0)
令和 2 年	813.5 万円	373 万円 (45.9)	606 万円 (74.5)

（厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より）

斜体は児童のいる世帯を 100 とした場合の平均収入

2 主な支援制度

(1) 児童扶養手当

ひとり親世帯等の母や父の生活の安定と児童の健やかな成長を図るための手当。
 扶養親族数に応じた所得制限あり。

（参考）扶養親族 1 人の場合 全部支給 87 万円未満、一部支給 230 万円未満

児童 1 人	支給月額	43,070 円（一部支給：10,160 円～43,060 円）
加算額	第 2 子	支給月額 10,170 円（一部支給：5,090 円～10,160 円）
	第 3 子以降	支給月額 6,100 円（一部支給：3,050 円～6,090 円）

(2) 低所得のひとり親世帯等を対象にした本県独自の特別給付金

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を強く受けている低所得の子育て世帯
 に対し、本県独自に給付金を支給（児童一人あたり 5 万円）。

時 期	対 象	予算額
第 1 回（令和 4 年 3 月）	低所得ひとり親世帯	1,969 百万円
第 2 回（令和 4 年 11 月）	低所得ひとり親世帯＋低所得ふたり親世帯	2,698 百万円

(3) 母子父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給世帯を対象に、個々のニーズに応じた就業・子育て・生活等の支
 援計画を策定し、継続的な伴走支援を実施（R4 策定件数 91 件（R4 年 12 月 1 日現在））。

(4) 子ども食堂応援事業

子ども食堂に関する総合相談、人材育成、地域ネットワークの強化等を行う拠点を設
 置し、子ども食堂の立ち上げや活動の継続を支援。（県内の子ども食堂数 137 か所）